

函館市次期廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 次期廃棄物処理施設の建設候補地(以下「建設候補地」という。)を選定するため、函館市次期廃棄物処理施設建設候補地選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 新たな廃棄物処理施設の建設候補地の選定に必要な事項に関すること。
- (2) その他建設候補地の選定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、廃棄物処理施設の建設地に関し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から第2条に規定する検討協議が終了し、市長に報告した日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境部新廃棄物処理システム担当において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月19日から施行する。